

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第三号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第四号

青森県県税条例等の一部を改正する条例

(青森県県税条例の一部改正)

第一条 青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「第四十八条第一項」を「第七百三十九条の五第一項」に改める。

第四十三条中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に改める。

第四十七条中「第四十八条第一項」を「第七百三十九条の五第一項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第六十条第一項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同

条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第九十三条の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号) 第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」を「農地中間管理機構(」に、「(以下)を「をいう。以下」に、

「「農地利用集積円滑化団体等」という」を「同じ」に、「第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「(昭和五十五年法律第六十五号)」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の下に「。以下この項において「農地売買事業」という」を加え、「定める」を「規定する」に、「にあつては」を「には」に、「(これらの土地の取得の日)を「(同日)に、「土

地改良法による」を「土地改良法第二条第二項に規定する」に、「同法第二条第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第二項中「定める」を「規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改め、同条第三項中「農地利用集積円滑化団体等は」を「農地中間管理機構は」に改め、同項第二号中「当該農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改める。

「第百五十四条第一項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号及び次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の第二十項に規定するもの（以下この号及び次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

「第百五十四条第一項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「第四項」を「以下この条」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ニ中「第九条の四第四項」を「第九条の四第五項」に改め、同号ニ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の

四分の三を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第五百五十四条第一項第一号ニ(2)を削り、同号ニ(3)を同号ニ(2)とし、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第九条の四第三項」を「第九条の四第四項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五百五十四条第一項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第九条の四第二項」を「第九条の四第三項」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第百五十四条第一項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第百五十四条第一項第二号中「第百四十九条第一項第五号」を「第百四十九条第一項第六号」に、「次項第二号」を「次項第三号」に改め、同号イ中「第九条の四第五項」を「第九条の四第八項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十九項に規定するもの（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二十項に規定するもの（以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第百五十四条第一項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号口中「第九条の四第六項」を「第九条の四第九項」に改め、同号ハ中「第九条の四第七項」を「第九条の四第十項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第二十四項に規定するもの(次項第三号において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第二十五項に規定するもの(以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第百五十四条第一項第二号ニを削り、同号ホ中「第九条の四第九項」を「第九条の四第十一項」に改め、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車(法第百四十九条第一項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。次項第二号において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十六項に規定するもの(以下この号及び次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に適

合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第九条の二第十七項に規定するもの（以下この号及び次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第二百五十四条第二項第一号イ中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十項」を「第九条の四第十二項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第百五十四条第二項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ中「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十六項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第百五十四条第二項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第九条の四第十一項」を「第九条の四第十五項」に改め、同号ロ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第百五十四条第二項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十三項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十四項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第百五十四条第二項第二号イ中「第九条の四第十三項」を「第九条の四第十九項」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第二百五十四条第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ロ中「第九条の四第十四項」を「第九条の四第二十項」に改め、同号ハ中「第九条の四第十五項」を「第九条の四第二十一項」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第二百五十四条第二項第二号ニを削り、同号ホ中「第九条の四第十七項」を「第九条の四第二十二項」に改め、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十七項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の

四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十八項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

第百五十四条第四項中「及びロ」を「からハまで」に、「第一号イ」を「第一号イからハまでに」に、「第九条の二第二十項」を「第九条の第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十八項」に改め、同項の表第一項第一号イ(3)の項中「第一項第一号イ(2)」を「第一項第一号イ(3)」に、「第四項」を「以下この条」に、「次項第一号イ(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第一号ロ(2)

平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十

平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五

第百五十四条第四項の表第一項第一号ロ(3)の項中「第一項第一号ロ(3)」を「第一項第一号ハ(2)」に改め、同表第二項第一号イ(3)の項中「第二項第一号イ(3)」を「第二項第一号イ(2)」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	平成三十二年基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ハ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

第百六十条第四項中「行い、及び」を「行う場合において、」に、「第百五十七条」を「、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第百五十七条」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第百六十条の九中「百分の六十五」を「百分の四十七」に改める。

第百六十条の十第一項第一号ロ(1)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同号ロ(2)中「三万四千五百円」を「三万五百円」に改め、同号ロ(3)中「三万九千五百円」を「三万六千円」に改め、同号ロ(4)中「四万五千円」を「四万三千五百円」に改め、同号ロ(5)中「五万千円」を「五万円」に改め、同号ロ(6)中「五万八千円」を「五万七千円」に改め、同号ロ(7)中「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に改め、同号ロ(8)中「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に改め、同号ロ(9)中「八万八千円」を「八万七千円」に改め、同号ロ(10)中「十一万千円」を「十一万円」に改め、同号ロ(11)中「二万九千五百円」を「二万五千円」に改め、同項第五号ニ(2)(i)中「二万三千六百円」を「二万円」に改め、同号ニ(2)(ii)中「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に改め、同号ニ(2)(iii)中「三万六千六百円」を「二万八千八百円」に改め、同号ニ(2)(iv)中「三万六千円」を「三万四千八百円」に改め、同号ニ(2)(v)中「四万八千円」を「四万円」に改め、同号ニ(2)(vi)中「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に改め、同号ニ(2)(vii)中「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に改め、同号ニ(2)(viii)中「六万二千二百円」を「六万四百円」に改め、同号ニ(2)(ix)中「七万四百円」を「六万九千六百円」に改め、同号ニ(2)(x)中「八万八千八百円」を「八万八千円」に改め、同号ニ(2)(xi)中「二万三千六百円」を「二万円」に改める。

第六百六十条の十六第二項中「四万五千四百円」を「四万三千五百円」に改める。

附則第八条の見出し中「の敷地」を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「によつて」を「により」に、「第十一条の六第二項」を「第十一条の七第五項」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に、「によつて」を「により」に改め、「(同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)」及び「(同法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同項の表中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。))が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(同条第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。))の譲渡(同法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。))をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第七条、第七条の二、第七条の三又は前条の規定を適用する。

<p>附則第七条第一項</p>	<p>第三十五条第一項</p>	<p>第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。)</p>
<p>附則第七条の二第三項</p>	<p>同法第三十一条第一項</p>	<p>租税特別措置法第三十一条第一項</p>
<p>附則第七条の二第三項</p>	<p>第三十五条の二まで、</p>	<p>第三十四条の三まで、第三十五条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時</p>

	第三十六条の二、第三十六条の五	特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）
附則第七条の三第一項	租税特別措置法第三十条の三第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項
附則第七条の四第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令附則第二十七条の二第二項に規定する日から引き続き所有していたものと、

当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第七條、第七條の二、第七條の三又は前條の規定を適用する。

附則第八條の三中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第八條の五中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第八條の五の二第一項中「百分の十五」を「百分の二十」に改める。

附則第九條の二の八に次の一項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第五十四條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定の適用

については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に行われたときに限り、同條第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同條第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第九條の二の八を附則第九條の二の十とし、附則第九條の二の七の次に次の二條を加える。

（自動車税の環境性能割の非課税に係るバス路線）

第九條の二の八 法附則第十二條の二の十第一項の条例で定める路線は、地域住民の生活交通の確保のため国が交付する車両購入に係る補助金の交付を受けて取得した一般乗合用バス（道路運送法第五條第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。附則第九條の三第一項及び第九條の六第一項において同じ。）を運行の用に供するバス路線のうち知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したものとする。

（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第九條の二の九 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第五十七條の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（法附則第十二條の二の

十一第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第五十七条の申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車税の環境性能割に関する規定（第六十条の八の規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第六十八条第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第九条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同条中「並びに」の下に「家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）、家用のキャンピング車、」を加え、同条第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「第五十四条第一項第一号に規定するガソリン自動車又は同項第二号に規定する石油ガス自動車で平成二十年三月三十一日」に、「この条」を「この条、次条及び附則第九条の七」に改め、同条第二号中「第五十四条第一項第二号」を「第五十四条第一項第三号」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条の表第一項第一号の項及び第一項第五号二(2)の項を削り、同条に次の二項を加える。

2 次に掲げる自動車に対する第六十条の十の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車及び家用のキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車は平成三十一年四月一日（家用の乗用車及び家用のキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた

場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が発行された日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第六十条の十の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 法附則第十二条の三第二項の規定の適用を受ける同項第一号に規定する電気自動車
- 二 法附則第十二条の三第二項の規定の適用を受ける同項第二号に規定する天然ガス自動車
- 三 法附則第十二条の三第二項の規定の適用を受ける同項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車
- 四 法附則第十二条の三第二項の規定の適用を受ける同項第四号に規定するガソリン自動車
- 五 法附則第十二条の三第二項の規定の適用を受ける同項第五号に規定する石油ガス自動車
- 六 法附則第十二条の三第二項の規定の適用を受ける同項第六号に規定する軽油自動車

第一項第一号イ	
七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百円	四千円
一万七千九百円	四千五百円
二万五百円	五千五百円

第一項第二号イ													第一項第一号ロ		
一万二千元	九千元	六千五百円	十一万円	八万七千元	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千元	五万円	四万三千五百円	三万六千元	三万五百円	二万五千元	四万七百元	二万七千二百円	二万三千六百円
三千元	二千五百円	二千元	二万七千五百円	二万二千元	一万九千元	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万元	九千元	八千元	六千五百円	一万五百円	七千元	六千元

第一項第二号ハ(1)	第一項第二号ロ															
	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円
	二千円	千六百元	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円

第一項第三号イ(2)					第一項第三号イ(1)							第一項第二号ハ(2)			
五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千元	二万六千五百円	二万九千元	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千元	二万六百元	一万二千元	一万五千百元
一万四千五百円	一万三千元	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円	四千円

第一項第五号ハ(2)		第一項第五号ハ(1)		第一項第四号ロ		第一項第四号イ		第一項第三号口							
一万三千七百円	六千八百円	一万円	五千三百円	九千百円	六千円	六千八百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円
三千五百円	二千円	二千五百円	千五百円	二千五百円	千五百円	二千円	千五百円	二万千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万五百円	八千五百円	一万六千円

第一項第五号二(2)						第一項第五号二(1)									
四万五千六百円	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万円	三万二千五百円	二万七千七百円	一万八千八百円	一万六千四百円	一万四千三百円	一万二千五百円	一万円	七千六百円	六千八百円	六千円
一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千円	八千五百円	五千五百円	五千円	四千五百円	四千円	三千五百円	三千円	二千円	二千円	千五百円

第二項第五号ホ(1)	八千円	二千円
	八千円	二千円
第一項第五号ホ(2)	九千五百円	二千五百円
	一万九千円	五千円
第二項第一号	三千七百元	千円
	四千七百元	千二百円
	六千三百円	千六百元
	六千三百円	千六百元
第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百元
	八千円	二千円
	六万九千六百元	一万七千五百円
	六万四五百円	一万五千五百円
	八万八千円	二万二千円
	五万二千四百円	一万三千五百円

3 次に掲げる自動車に対する第百六十条の十の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）が平

成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七

条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第六十条の十の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 法附則第十二条の三第三項の規定の適用を受ける同項第一号に規定するガソリン自動車
- 二 法附則第十二条の三第三項の規定の適用を受ける同項第二号に規定する石油ガス自動車

第一項第一号イ	
七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千円
一万三千八百円	七千円
一万五千七百円	八千円
一万七千九百円	九千円
二万五百円	一万五百円
二万三千六百円	一万二千元
二万七千二百円	一万四千元

第一項第二号イ					第一項第一号ロ										
一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円	二万五千円	四万七千円
九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	五万五千円	四万三千五百円	三万八千円	三万三千円	二万八千五百円	二万五千円	二万二千円	一万八千円	一万五千五百円	一万二千五百円	二万五千円

第一項第二号八(2)	第一項第二号八(1)														第一項第二号ロ
	一万二百円	一万五千百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	
五千五百円	八千円	四千円	三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円	八千円	六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万千円

第一項第三号ロ	第一項第三号イ(2)							第一項第三号イ(1)								
	三万三千元	六万四千元	五万七千元	五万五百円	四万四千元	三万八千元	三万二千元	二万六千五百円	二万九千元	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千元	二万六百元
	一万六千五百円	三万二千元	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千元	一万九千元	一万六千元	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千元	一万千五百円	一万円	九千元	七千五百円	六千元	一万五百円

第一項第五号ニ(1)		第一項第五号ハ(2)		第一項第五号ハ(1)		第一項第四号ロ		第一項第四号イ							
六千八百円	六千円	一万三千七百円	六千八百円	一万円	五千三百円	九千百円	六千円	六千八百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円
三千五百円	三千円	七千円	三千五百円	五千円	三千円	五千円	三千円	三千五百円	二千五百円	四万五千五百円	三万七千円	三万三千円	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円

第一項第五号ニ(2)

六万四百日	五万二千四百円	四万五千六百円	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万円	三万二千五百円	二万七七百円	一万八千八百円	一万六千四百円	一万四千三百円	一万二千五百円	一万円	七千六百円
三万五百円	二万六千五百円	二万三千円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万円	一万六千五百円	一万千円	九千五百円	八千五百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円

第一項第五号ホ(1)	八千円	四千元
	一万六千円	八千円
第一項第五号ホ(2)	九千五百円	五千元
	一万九千円	九千五百円
第二項第一号	三千七百元	千八百円
	四千七百元	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千元
	八万八千円	四万四千元
	六万九千六百円	三万五千元

附則第九条の四を附則第九条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

(身体障害者等に係る自動車税の種別割の減免額の特例)

第九条の七 特定日の前日までに初回新規登録を受けた自動車であつて平成二十八年改正前の法第百四十五条第一項若しくは第三項及び平成二十八年改正前の法に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自動車で

あつて、平成二十八年改正前の法第四百六十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第四百六十六条第二項に規定する運行に相当するものとして地方税法施行規則附則第五条の二の二に規定するものの用に供されたことがある自動車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものについての第六十条の十六第二項の規定の適用については、同項中「四万三千五百円」とあるのは、「四万五千四百円」とする。

附則第九条の三の次に次の二条を加える。

第九条の四 令和元年十月一日（以下この項及び附則第九条の七において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車若しくは自家用のキャンピング車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の法（以下この項及び附則第九条の七において「平成二十八年改正前の法」という。）第四百五十五条第一項若しくは第三項及び平成二十八年改正前の法に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車であつて、平成二十八年改正前の法第四百六十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第四百六十六条第二項に規定する運行に相当するものとして地方税法施行規則附則第五条の二の二に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車若しくは自家用のキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第六十条の十第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 自家用の乗用車

イ 総排気量（ロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあつては、一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積に一・五を乗じて得た容積をいう。以下この項において同じ。）が一リットル以下のもの

年額 二万九千五百円

- ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円
- ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円
- ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千円
- ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万千円
- ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千円
- ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円
- チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円
- リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千円
- ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千円
- ル 電気を動力源とするもの 年額 二万九千五百円

二 自家用のキャンピング車

- イ 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万三千六百円
- ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 二万七千六百円
- ハ 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万千六百円
- ニ 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 三万六千円
- ホ 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 四万八千円
- ヘ 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 四万六千四百円

- ト 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 五万三千二百円
- チ 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 六万二千二百円
- リ 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 七万四百円
- ヌ 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八万八千八百円
- ル 電気を動力源とするもの 年額 二万三千六百円

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車（法附則第十二条の三第一項に規定する電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	三万三千九百円
第一号ロ	三万四千五百円	三万九千六百円
第一号ハ	三万九千五百円	四万五千四百円
第一号ニ	四万五千円	五万七千七百円
第一号ホ	五万千円	五万八千六百円
第一号ヘ	五万八千円	六万六千七百円
第一号ト	六万六千五百円	七万六千四百円

第一号チ	七万六千五百円	八万七千九百円
第一号リ	八万八千円	十万二千二百円
第一号ヌ	十一万千円	十二万七千六百円
第二号イ	二万三千六百円	二万七千百円
第二号ロ	二万七千六百円	三万七千七百円
第二号ハ	三万千六百円	三万六千三百円
第二号ニ	三万六千円	四万四千四百円
第二号ホ	四万八百円	四万六千九百円
第二号ヘ	四万六千四百円	五万三千三百円
第二号ト	五万三千二百円	六万千百円
第二号チ	六万二千二百円	七万三百円
第二号リ	七万四百円	八万九百円
第二号ヌ	八万八千八百円	十万二千百円

3 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用に

ついては、当該自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受け

た場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七條の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車又は自家用のキャンピ

ング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定
 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ及びビ	二万九千五百円	七千五百円
第一号ロ	三万四千五百円	九千円
第一号ハ	三万九千五百円	一万円
第一号ニ	四万五千円	一万千五百円
第一号ホ	五万千円	一万三千円
第一号ヘ	五万八千円	一万四千五百円
第一号ト	六万六千五百円	一万七千円
第一号チ	七万六千五百円	一万九千五百円
第一号リ	八万八千円	二万二千円
第一号ヌ	十一万千円	二万八千円
第二号イ及びビ	二万三千六百円	六千円
第二号ロ	二万七千六百円	七千円
第二号ハ	三万千六百円	八千円

第二号ニ	三万六千円	九千円
第二号ホ	四万八百円	一万五百円
第二号ヘ	四万六千四百円	一万二千円
第二号ト	五万三千二百円	一万三千五百円
第二号チ	六万二千二百円	一万五千五百円
第二号リ	七万四百円	一万八千円
第二号ヌ	八万八千八百円	二万二千五百円

4 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	二万九千五百円	一万五千円
第一号ロ	三万四千五百円	一万七千五百円

第一号チ	第一号ト	第一号ヘ	第一号ホ	第一号ニ	第一号ハ	第一号ロ	第一号イ	第一号ヌ	第一号リ	第一号チ	第一号ト	第一号ヘ	第一号ホ	第一号ニ	第一号ハ
六万二千二百円	五万三千二百円	四万六千四百円	四万八百万円	三万六千円	三万六千六百円	二万七千六百円	二万三千六百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円
三万千円	二万七千円	二万三千五百円	二万五百円	一万八千円	一万六千円	一万四千円	一万二千円	五万五千五百円	四万四千円	三万八千五百円	三万三千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円

第二号リ	七万四百万円	三万五千五百円
第二号ヌ	八万八千八百円	四万四千五百円

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第九条の五 知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第六十条の十二の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等(法附則第十二条の五第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税の種別割に関する規定(第六十条の十四及び第六十条の十五の規定を除く。)を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第十五条を附則第十八条とし、附則第十四条の二を附則第十五条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(東日本大震災による被災自動車の代替自動車に係る自動車税の環境性能割及び種別割の納税義務の免除等)

第十六条 政令附則第三十二条第四項に規定する者が法附則第五十三条の二第三項に規定する対象区域内自動車等以外の自動車(以下この項及び次条第一項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、当該対象区域内自動車等が法附則第

五十三条の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得をした他の自動車を当該対象区域内用途廃

止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同条第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、同項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行わなければならない。

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

二 還付を受けようとする金額

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

第十七条 前条第一項に規定する者が同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの期間 平成三十一年度分及び令和二年度分

二 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間 令和二年度分及び令和三年度分

2 自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなったときは、同項に規定する者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

3 前条第三項の規定は、前項の申請について準用する。

第二条 青森県税条例の一部を次のように改正する。

第六十條の九中「百分の四十七」を「百分の四十三」に改める。

附則第九條の三に次の一項を加える。

4 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第六十條の十第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九條の四第三項及び第四項を削る。

（青森県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三條 青森県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年三月青森県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二條のうち、青森県税条例附則第九條の三第一項の改正規定中「一般乗合用バス」の下に「、「平成三十一年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」」を加え、同項第一号の改正規定中「初回新規登録」の下に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」」を加え、同項第二号の改正規定中「初回新規登録」の下に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」」を加える。

第四條 青森県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年七月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三條のうち、青森県税条例第五十二條の二を改め、同条を同条例第五十二條の三とし、同条例第五十二條の次に一條を加える改正規定（同条例第五十二條の二第一項に係る部分に限る。）中「この項から第三項まで」を「この条」に改め、「とされている事項（第三項）の下に「及び第四項」を、「記載されている事項（」の下に「以下この項及び」を加え、「法第七百六十二條第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」

を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。第五項において同じ。）」に改め、「その他総務省令で定める方法」を削り、「ならない」を「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の地方税法施行規則第三条の三の三第一項に規定する記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定（同条第四項に係る部分に限る。）中「第一項」を「第一項本文」に改め、「申告は、」の下に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

5 第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて法第五十三条第五十項前段の規定による知事の承認を受けたときは、同項前段に規定する期間内に行う第一項の申告については、前各項の規定は、適用しない。同条第五十項後段の場合における同項後段の期間内に行う第一項の申告についても、同様とする。

第三条のうち、青森県税条例第六十四条の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）中「この項から第三項まで」を「この条」に改め、「とされている事項（第三項）」の下に「及び第四項」を、「記載されている事項（」の下に「以下この項及び」を加え、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。第五項において同じ。）」に改め、「その他総務省令で定める方法」を削り、「ならない」を「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の地方税法施行規則第五条の二に規定する記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定（同条第四項に係る部分に限る。）中「第一項」を「第一項本文」に改め、「申告は、」の下に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

5 第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認めら

れる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて法第七十二条の三十二の二第一項前段の規定による知事の承認を受けたときは、同項前段に規定する期間内に行う第一項の申告については、前各項の規定は、適用しない。同条第一項後段の場合における同項後段の期間内に行う第一項の申告についても、同様とする。

第三条のうち、青森県税条例第七十六条の八の次に一条を加える改正規定（同条例第七十六条の八の二第一項に係る部分に限る。）中「この項及び次項」を「この条」に、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織」（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。第四項において同じ。）に改め、「その他総務省令で定める方法」を削り、同改正規定に次のように加える。

4 第一項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについて法第七十二条の八十九の三第一項前段の規定による知事の承認を受けたときは、同項前段に規定する期間内に行う第一項の申告については、前三項の規定は、適用しない。同条第一項後段の場合における同項後段の期間内に行う第一項の申告についても、同様とする。

第三条のうち、青森県税条例附則第八条の七第二項の改正規定中「附則第八条の七第二項後段」を「附則第八条の七第二項中「及び第七十六条の八」を「、第七十六条の八及び第七十六条の八の二第四項後段」に改め、同項後段」に、「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織（法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。第四項において同じ。）」に改め、「その他総務省令で定める方法」を削り、同改正規定中同項の表に次のように加える。

<p>第七十六条の八の二第四項 前段</p>	<p>第一項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについて法第七十二条の八九の三第一項前段の規定による知事の承認を受けたときは、同項前段</p>	<p>消費税法第四十六条の三第一項の規定の適用を受けている事業者が、同項の規定により同項</p>
----------------------------	---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は公布の日から、第一条中青森県税条例附則第八条の改正規定及び次項の規定は令和二年一月一日から、第二条（同条例第六十条の九の改正規定を除く。）及び附則第八項の規定は令和三年四月一日から、第二条中同条例第六十条の九の改正規定及び附則第七項の規定は令和四年四月一日から、第一条中同条例第二十九条第二項、第四十三条及び第四十七条の改正規定は令和六年一月一日から、第一条中同条例第九十三条の六の改正規定及び附則第四項の規定は農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の青森県税条例附則第八条の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十一年度分ま

での個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 第一条の規定による改正後の青森県県税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 改正後の条例第九十三条の六第一項の規定は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十二号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の第一条の規定による改正前の青森県県税条例第九十三条の六第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

6 改正後の条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

7 第二条の規定による改正後の青森県県税条例第六十条の九の規定は、令和四年度以後に同条の規定により交付すべき交付金について適用し、令和三年度分までの第二条の規定による改正前の青森県県税条例第六十条の九の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。

8 第二条の規定による改正後の青森県県税条例附則第九条の三第四項の規定は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和

二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(青森県県税の特別措置に関する条例の一部改正)

9 青森県県税の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六条中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第九条第一号、第十二条及び第十五条第二項第一号中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十六条第一項第一号の表のイ中「百分の〇・九五」を「百分の〇・二」に、「百分の一・三五」を「百分の〇・三五」に、「百分の〇・五」に、「百分の一・四二五」を「百分の〇・三」に、「百分の二・〇二五」を「百分の〇・五二五」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七五」に、「百分の一・六六二五」を「百分の〇・三五」に、「百分の二・三六二五」を「百分の〇・六一二五」に、「百分の三・一五」を「百分の〇・八七五」に改め、同表のロ中「百分の一・八」を「百分の〇・五」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七五」に、「百分の三・一五」を「百分の〇・八七五」に改め、同表のハ中「百分の二・五」を「百分の一・七五」に、「百分の三・三」を「百分の二・四五」に、「百分の三・七五」を「百分の二・四五」に、「百分の四・九五」を「百分の三・〇六二五」に、「百分の三・七五」を「百分の二・六二五」に、「百分の四・九五」を「百分の三・六七五」に、「百分の四・三七五」を「百分の三・〇六二五」に、「百分の五・七七五」を「百分の四・二八七五」に改め、同表のニ中「百分の三・三」を「百分の二・四五」に、「百分の四・九五」を「百分の三・六七五」に、「百分の五・七七五」を「百分の四・二八七五」に改め、同表のホ中「百分の二・五」を「百分の一・七五」に、「百分の三・六五」を「百分の二・六五」に、「百分の四・八」を「百分の三・五」に、「百分の三・七五」を「百分の二・六二五」に、「百分の五・四七五」を「百分の三・九七五」に、「百分の七・二」を「百分の五・二五」に、「百分の四・三七五」を「百分の三・〇六二五」に、「百分の六・三八七五」を「百分の四・六三七五」に、「百分の八・四」を「百分の六・一二五」に改め、同表のヘ中「百分の四・八」を「百分の三・五」に、「百分の七・二」を

「百分の五・二五」に、「百分の八・四」を「百分の六・一二五」に改める。

第十八条第二項第一号中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十九条第一項第一号の表のイ中「百分の〇・九五」を「百分の〇・二」に、「百分の一・三五」を「百分の〇・三五」に、「百分の一・八」を「百分の〇・五」に、「百分の〇・五」に、「百分の一・四二五」を「百分の〇・三」に、「百分の二・〇二五」を「百分の〇・五二五」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七五」に、「百分の一・六六二五」を「百分の〇・三五」に、「百分の二・三六二五」を「百分の〇・六一二五」に、「百分の三・一五」を「百分の〇・八七五」に改め、同表のロ中「百分の一・八」を「百分の〇・五」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七五」に、「百分の三・一五」を「百分の〇・八七五」に改め、同表のハ中「百分の二・五」を「百分の一・七五」に、「百分の三・三」を「百分の二・四五」に、「百分の三・七五」を「百分の二・四五」に、「百分の四・三七五」を「百分の三・〇六二五」に、「百分の五・七七五」を「百分の四・二八七五」に改め、同表のニ中「百分の三・三」を「百分の二・四五」に、「百分の四・九五」を「百分の三・六七五」に、「百分の五・七七五」を「百分の四・二八七五」に改め、同表のホ中「百分の二・五」を「百分の一・七五」に、「百分の三・六五」を「百分の二・六五」に、「百分の四・八」を「百分の三・五」に、「百分の三・七五」を「百分の二・六二五」に、「百分の五・四七五」を「百分の三・九七五」に、「百分の七・二」を「百分の五・二五」に、「百分の四・三七五」を「百分の三・〇六二五」に、「百分の六・三八七五」を「百分の四・六三七五」に、「百分の八・四」を「百分の六・一二五」に改め、同表のヘ中「百分の四・八」を「百分の三・五」に、「百分の七・二」を「百分の五・二五」に、「百分の八・四」を「百分の六・一二五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

(青森県県税の特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 前項の規定による改正後の青森県県税の特別措置に関する条例第十六条第一項第一号及び第十九条第一項第一号の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

青森県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第五号

青森県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例(平成十二年三月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「二万六百元」を「二万七百元」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県条例第六号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第六十号）の一部を次のように改正する。
別表第四号中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

青森県採石業者登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県条例第七号

青森県採石業者登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県採石業者登録手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「八千円」を「八千円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

2 この条例の施行の日前において納入すべきであった手数料については、なお従前の例による。

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八号

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一号中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、同表第二号中「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において納入すべきであった手数料については、なお従前の例による。

青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第九号

青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県消防法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中「六千五百円」を「六千六百元」に、「四千五百円」を「四千六百元」に、「三千六百元」を「三千七百元」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において納入すべきであった手数料については、なお従前の例による。

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に、「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同表第十号中「七千六百元」を「七千九百円」に、「七千円」を「七千四百円」に、「六千円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百元」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において納入すべきであった手数料については、なお従前の例による。

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十五号中「二万七百元」を「二万千四百円」に、「二万二百円」を「二万九百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において納入すべきであった手数料については、なお従前の例による。

青森県火薬類取締法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県条例第十二号

青森県火薬類取締法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県火薬類取締法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第八号中「一万七千円」を「一万八千円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

青森県電気工事士法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県電気工事士法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県電気工事士法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「五千九百円」を「六千円」に、「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同表第二号中「二千六百元」を「二千七百元」に改め、同表第三号中「二千円」を「二千百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第十四号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

学校の種類	名	称	区	分	位	置
一 高等学校	青森県立青森高等学校				青森市	
	青森県立青森西高等学校				青森市	
	青森県立青森東高等学校				青森市	
	青森県立青森北高等学校				青森市	
	青森県立青森南高等学校				青森市	

青森県立尾上総合高等学校															
青森県立黒石高等学校	令和二年度の設置に係るもの														
青森県立弘前南高等学校	昭和二十三年度の設置に係るもの														
青森県立弘前中央高等学校															
青森県立弘前高等学校															
青森県立中里高等学校															
青森県立鶴田高等学校															
青森県立板柳高等学校															
青森県立鱒ヶ沢高等学校															
青森県立木造高等学校															
青森県立金木高等学校															
青森県立五所川原高等学校															
青森県立浪岡高等学校															
青森県立北斗高等学校															
青森県立青森中央高等学校															
平川市	黒石市	黒石市	弘前市	弘前市	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	北津軽郡板柳町	西津軽郡鱒ヶ沢町	つがる市	五所川原市	五所川原市	青森市	青森市	青森市

青森県立八戸中央高等学校	青森県立八戸西高等学校	青森県立八戸北高等学校	青森県立八戸東高等学校	青森県立八戸高等学校	青森県立大間高等学校	青森県立大湊高等学校	青森県立田名部高等学校	青森県立六ヶ所高等学校	青森県立百石高等学校	青森県立六戸高等学校	青森県立七戸高等学校	青森県立野辺地高等学校	青森県立三沢高等学校	青森県立十和田西高等学校	青森県立三本木高等学校
八戸市	八戸市	八戸市	八戸市	八戸市	下北郡大間町	むつ市	むつ市	上北郡六ヶ所村	上北郡おいらせ町	上北郡六戸町	上北郡七戸町	上北郡野辺地町	三沢市	十和田市	十和田市

青森県立弘前実業高等学校	青森県立青森商業高等学校	青森県立八戸工業高等学校	青森県立むつ工業高等学校	青森県立十和田工業高等学校	青森県立弘前工業高等学校	青森県立五所川原工業高等学校	青森県立青森工業高等学校	青森県立八戸水産高等学校	青森県立名久井農業高等学校	青森県立三本木農業高等学校	青森県立柏木農業高等学校	青森県立五所川原農林高等学校	青森県立田子高等学校	青森県立五戸高等学校	青森県立三戸高等学校
弘前市	青森市	八戸市	むつ市	十和田市	弘前市	五所川原市	青森市	八戸市	三戸郡南部町	十和田市	平川市	五所川原市	三戸郡田子町	三戸郡五戸町	三戸郡三戸町

二 特別支援学校															
青森県立弘前第一養護学校	青森県立森田養護学校	青森県立浪岡養護学校	青森県立青森第二高等養護学校	青森県立青森第一高等養護学校	青森県立青森若葉養護学校	青森県立青森第二養護学校	青森県立青森第一養護学校	青森県立八戸聾学校	青森県立弘前聾学校	青森県立青森聾学校	青森県立八戸盲学校	青森県立盲学校	青森県立八戸商業高等学校	青森県立三沢商業高等学校	青森県立黒石商業高等学校
弘前市	つがる市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	八戸市	弘前市	青森市	八戸市	青森市	八戸市	三沢市	黒石市

三 中学校	青森県立三本木高等学校附属中学校		十和田市
	青森県立八戸高等支援学校	八戸市	
	青森県立八戸第二養護学校	八戸市	
	青森県立八戸第一養護学校	八戸市	
	青森県立むつ養護学校	むつ市	
	青森県立七戸養護学校	上北郡七戸町	
	青森県立黒石養護学校	黒石市	
	青森県立弘前第二養護学校	弘前市	

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県条例第十五号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「三七六人」を「三六六人」に、「二、七二四人」を「二、七一四人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県風俗営業許可申請手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第十九号中「八千六百元」を「八千七百元」に、「一万千円」を「一万二千円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

別表第十号中「三万八千円」を「三万九千円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において納入すべきであった手数料については、なお従前の例による。



青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県銃砲刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「六千八百円」を「六千九百円」に改め、同表第五号中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同表第十三号中「九千七百

円」を「九千八百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において納入すべきであった手数料については、なお従前の例による。

青森県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月三日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県暴力団排除条例の一部を改正する条例

青森県暴力団排除条例（平成二十三年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十九条」に、「第十八条―第二十二條」を「第二十條―第二十四條」に、「第二十三條・第二十四條」を「第二十五條・第二十六條」に改める。

第二十四條を第二十六條とし、第二十三條を第二十五條とする。

第四章中第二十二條を第二十四條とし、第二十一條を第二十三條とする。

第二十条第一項第一号中「第十八條」を「第二十條」に改め、同條を第二十二條とする。

第十九條中「者又は」を「者、」に、「者（」を「者、暴力団員又は自己の名義を利用させる者（」に改め、同條を第二十一條とする。

第十八条に次の三号を加える。

四 第十八条の規定に反して金品等の供与を受け、又は金品等の供与をさせた暴力団員

五 第十九条第一項の規定に反して他人の名義を利用した暴力団員

六 第十九条第二項の規定に反して自己の名義を利用させた者

第十八条を第二十条とする。

第三章中第十七条の次に次の二条を加える。

(金品等の供与を受けること等の禁止)

第十八条 暴力団員は、事業者から次に掲げる金品等の供与を受け、又は事業者に当該暴力団員が指定した者に対し、当該金品等の供与をさせてはならない。

一 事業者が、その事業活動に関し、暴力団の威力を利用する目的で行い、又は暴力団の威力を利用したことに關し行う金品等の供与

二 事業者が、その事業活動に関し、暴力団の活動又は運営を支援する目的で行う相当の対価を得ない金品等の供与

三 事業者が、その事業活動に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することを知って、正当な理由がなく行う金品等の

供与

(他人の名義を利用することの禁止等)

第十九条 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

2 何人も、暴力団員に前項に規定する目的があることを知って、当該暴力団員に対し、自己の名義を利用させることのないようにしなければならない。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭